

# 中津市介護保険住宅改修費支給の流れ

## 1. 相談・アセスメント・書類準備

申請者は、ケアマネジャー等と相談した上で、下記①～⑧の書類を作成します。

- ① 介護保険住宅改修費支給事前申請書
- ② 理由書（P 1. P 2）※ケアマネジャー等が作成
- ③ 見積書（内訳含む）※事業者が作成
- ④ 平面図（住宅全体図および改修部分明示）
- ⑤ 断面図（段差解消のみ）
- ⑥ 防滑性が明示された資料（滑り止めのための床材変更のみ）
- ⑦ 写真（着工前の日付入りのもの）
- ⑧ 改修承諾書（住宅所有者が被保険者本人でない場合）

## 2. 事前申請

申請者は、必要書類を揃えて中津市介護保険担当課（以下、市という。）に提出します。

## 3. 事前審査

市が提出された書類を審査（必要に応じて現地調査）します。

※ 不備があれば、書類の再提出等を依頼します。  
不備が無ければ、市が承認の通知書を申請者へ送付します。  
市がケアマネジャー等へ電話連絡します。  
ケアマネジャー等は、事業者等に連絡します。

## 4. 工事施行・完成

事業者は、事前申請内容に沿った住宅改修を施工します。  
申請者は、完成後の写真を撮り、事業者に改修費用の自己負担分（償還払と受領委任払で異なる）を支払います。

## 5. 事後申請

申請者は、下記①～④の書類を揃えて、市に提出します。

- ① 介護保険住宅改修費支給事後申請書
- ② 領収書（申請者のフルネームが記載されたもの）
- ③ 写真（完成後の日付入りのもの）
- ④ 委任状（申請者または振込先口座名義人が被保険者と異なる場合のみ）

## 6. 事後審査・支給決定

市が提出された書類を審査（必要に応じて現地調査）します。

※不備があれば、書類の再提出等を依頼します。  
不備が無ければ、市が支給決定の通知書を申請者へ送付します。  
市が指定口座に振り込みます。